変動金利定期預金規定 令和4年9月1日改訂

新

••(略)••

4. (単利型)

(利息)

- • (略) •
  - (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について証書(通帳)記載の 利率によって計算し、次のとおり支払います。
    - ①預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の 6 ヶ月ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数(以下「中間利払日数」といいます。) および証書(通帳)記載の中間利払利率(前記3. により利率を変更したときは、変更後の利率の 1 0%を乗じた利率。ただし、小数点第3位以下は切捨てます。) によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。) を利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。
    - A 現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により署名(記名) 押印してこの証書(通帳)とともに提出してください。
    - B 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

••(略)••

- (4) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定 4. (預金の解約、書替継続)(5)項により解約する場合には、その利息は、次のとおり支払います。
  - ①預入日の6ヶ月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
  - ②預入日の6ヶ月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および別表之の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および別表之の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算した金額の合計額(以下「期限前解約利息」といいます。)を、この預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)との差額を清算します。

IΒ

- ••(略)••
- 4. (単利型)

(利息)

- ••(略)••
  - (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について証書(通帳)記載の 利率によって計算し、次のとおり支払います。
    - ①預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の 6 ヶ月ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数(以下「中間利払日数」といいます。) および証書(通帳)記載の中間利払利率(前記3. により利率を変更したときは、変更後の利率の 70%を乗じた利率。ただし、小数点第3位以下は切捨てます。) によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。) を利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。
    - A 現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により署名(記名) 押印してこの証書(通帳)とともに提出してください。
    - B 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

••(略)••

- (4) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定 4. (預金の解約、書替継続)(5)項により解約する場合には、その利息は、次のとおり支払います。
  - ①預入日の6ヶ月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
  - ②預入日の6ヶ月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および別表2の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および別表2の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算した金額の合計額(以下「期限前解約利息」といいます。)を、この預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)との差額を清算します。

- - (略) - -

••(略)••

変動金利定期預金規定 令和4年9月1日改訂

- 5. (複利型 [預入期間3年])
- ••(略)••
  - (4) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定 4. (預金の解約、書替継続)(5)項により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および預入期間に応じた別表 2の掛目を約定利率に乗じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって 6 ヶ月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
- ••(略)••

(2022年9月1日現在)

- 5. (複利型 [預入期間3年])
- ••(略)••
  - (4) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定 4. (預金の解約、書替継続)(5)項により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および預入期間に応じた別表 2 の掛目を約定利率に乗じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって 6 ヶ月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

••(略)••

(2020年4月1日現在)